

## 自衛官等の募集事務に係る個人情報の提供について

### 危機管理部危機管理課

#### 1 自衛官等の募集事務

自衛隊法第97条（昭和29年法律第165号）では「都道府県知事及び市町村長は、・・・自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、市では広報において自衛官等の募集に関する記事を掲載するなど募集に関する事務の一部を行っております。

また自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条では「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされております。

#### 2 個人情報の提供方法

上記の規定により防衛省に対して、これまでは住民基本台帳の写しを閲覧させ、手書きにて複写させることにより当該個人情報の提供を行っておりましたが、防衛省より紙資料等による提供の要望があったこと、また総務省より「自衛隊法施行令に規定される資料の提出に住民基本台帳の写しの一部を用いることに特段の問題を生ずるものではない。」との見解が示されていることから、紙資料により提供を行うものです。

#### 3 提供する個人情報の内容

和泉市内に住民登録している日本国籍を有する者であって、当該年度に18歳になるものの氏名、出生の年月日、男女の別及び住所

#### 4 提供する個人情報の用途

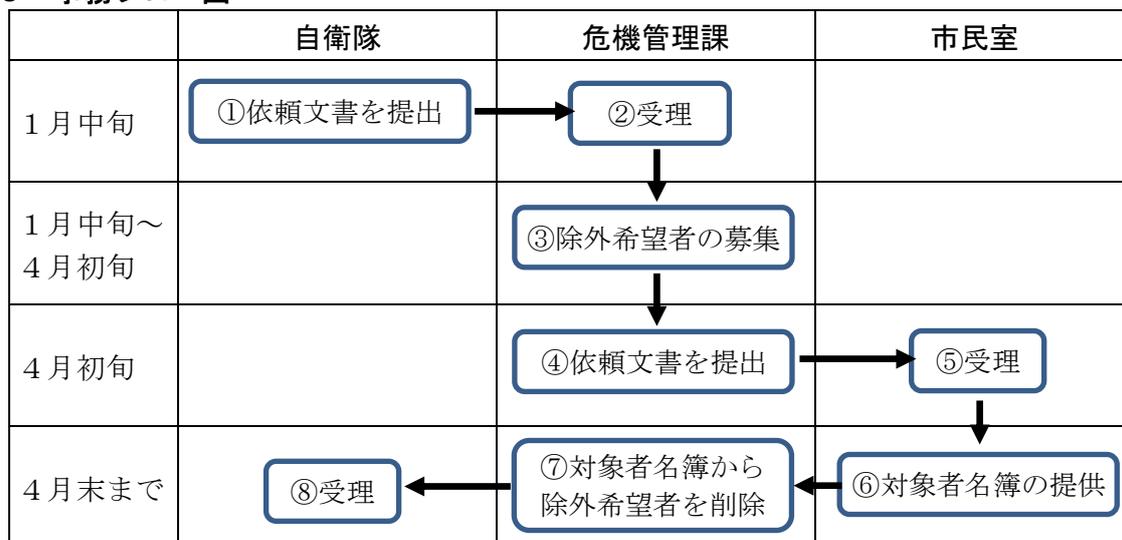
自衛隊の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため、募集対象者に対して広報資料の送付などを行うために使用することです。

#### 5 個人情報の保護措置

提供した個人情報が適切に取り扱われるよう防衛省と「個人情報の取扱に関する覚書」を締結した上で、個人情報の提供を行います。

また、防衛省に対して自己の個人情報の提供が行われなことを希望する者の意思を尊重するため、市は個人情報の提供に係る除外希望者の募集を行い、当該者についての個人情報の提供は行わないものとします。

## 6 事務フロー図



## 7 今後のスケジュール

時期	内容
令和4年7月	個人情報保護審査会に報告
令和5年1月	防衛省（自衛隊）より対象者の個人情報提供依頼
令和5年2月	除外申請受付（約1か月）
令和5年3月	除外申請分を除いた、データを紙媒体で提供

## 8 添付資料

- 参考資料1 関係法令等
- 参考資料2 個人情報の取扱いに関する覚書（案）
- 参考資料3 自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）
- 参考資料4 和泉市自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要綱
- 参考資料5 ホームページ「自衛官等募集事務にかかる対象者情報の提供について」

## 関係法令など

国防・災害救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口をもつ都道府県や市町村がその事務を担う必要があり、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と自衛隊法(第97条)に定められています。

### 【自衛官募集事務の内容と法的根拠】

自衛官募集事務の市が行う内容については、自衛隊法施行令(第115・116・118・119・120条)でそれぞれ定められています。また、地方自治法(第2条)及び地方自治法施行令(第1条)並びに自衛隊法施行令(第162条)により、自衛官募集事務を「第1号法定受託事務」と定め、国に代わり府及び市町村がすべき事務となっています。

### 【根拠法令条文】

#### ●自衛隊法第97条

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

#### ●自衛隊法施行令

##### 第百十五条

市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。

2市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。

(応募資格の調査の委嘱)

第百十六条 市町村長は、前条第一項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。

(海上自衛官、航空自衛官等の募集事務)

##### 第百十八条

都道府県知事及び市町村長は、第百十四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

(広報宣伝)

第百十九条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

##### 第百二十条

防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 個人情報の取扱いに関する覚書（案）

和泉市（以下「甲」という。）と自衛隊大阪地方協力本部（以下「乙」という。）は、乙が実施する自衛官及び自衛官候補生の募集業務（以下「本業務」という。）に係る個人情報の提供に関して、個人情報の適切な保護を図るための覚書（以下「本覚書」という。）を下記のとおり締結する。

## 記

## （本覚書の目的）

第1条 本覚書は、甲が乙に提供する個人情報の適切な保護を目的として、個人情報の取り扱いについて定めるものである。

## （個人情報を提供する根拠及び範囲）

第2条 甲は、乙が自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条を根拠として本業務に必要な個人情報の提供を求めてきた際は、乙が指定する年齢範囲の甲市民（日本国籍を有する者に限る。）（以下「募集対象者」という。）の個人情報を提供する。

2 甲が乙に提供する個人情報は、住民基本台帳データのうち、募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所に関する情報に限る。

3 甲は、第1項に規定する市民から除外申請書の提出があり、除外決定した場合、その者の情報は提供しない。

## （個人情報の提供）

第3条 個人情報は、甲が前条に示す募集対象者情報を紙媒体で乙に提供するものとする。

## （取り扱いの原則）

第4条 乙は、甲から提供された個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益が侵害されることのないよう適正に取り扱わなければならない。

## （秘密の保持・目的外使用の禁止）

第5条 乙は、本業務に関して知りえた個人情報について、甲の承諾なしに他に提供し、又は本業務を処理する以外の目的に使用してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。

## （個人情報の適正な管理）

第6条 乙は、個人情報の漏えいを防止し、適正に管理するため、国の個人情報の保管要領に従い、次項に掲げる措置のほか、必要な措置を講じなければならない。又、甲は、必要と認める場合は、乙の個人情報を取扱う地域事務所の实地調査を行うことができる。

2 乙は、提供された個人情報を鍵付きの保管庫等の保管容器に入れて施錠し、本業務に関係する職員以外が閲覧することができないよう厳重に管理しなければならない。

(委託の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた個人情報は自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを委託してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告)

第9条 乙は、本覚書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合は、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。本業務が終了した後についても同様とする。

(業務完了後の取扱い)

第10条 乙は、当該年度の本業務が完了した場合、廃棄証明書により、利用終了後1か月以内に甲に報告しなければならない。

令和4年 月 日

「甲」 住所 和泉市府中町二丁目7番5号

代表者 和泉市長 辻 宏康

「乙」 住所 大阪府中央区大手前4丁目1番67号

氏名 自衛隊大阪地方協力本部

代表者 本部長 柳 裕樹

防人育第 1 4 5 0 号  
総行住第 1 4 号  
令和 3 年 2 月 5 日

各都道府県市区町村担当部長 殿  
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長  
総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について (通知)

令和 2 年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。)を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和 2 年 12 月 18 日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 120 条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

## 和泉市自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179条)第120条に基づき提出する自衛官及び自衛官候補生(以下「自衛官等」という。)の募集事務に係る募集対象者(当該年度における自衛官等の募集対象者となる住民(日本国籍を有する者に限る。)の住民基本情報のうち、住所、氏名、生年月日及び性別をいう。以下同じ。)からの除外申請に関する事務処理について定めるものとする。

(除外申請の対象者)

第2条 除外申請の対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、当該年度における自衛官等の募集対象者となるもの(日本国籍を有する者に限る。)とする。

(受付期間)

第3条 除外申請の受付期間は、おおむね募集対象者情報を提出する日の属する月前1月間を基準とする。

2 前項の受付期間を定めるときは、1月間を確保するよう努めるものとする。

(受付等の事務)

第4条 除外申請の受付は、次の各号のとおりとする。

(1) 除外申請は除外申請書(様式第1号)の提出(郵送を含む)により行うものとする。

(2) 前号の除外申請書の提出があったときは、次に掲げるいずれかの書類(以下「本人確認書類」という。)の原本を提示又は提出をさせ、除外申請をした者が本人であることを確認する。この場合において、本人確認書類の原本の提示を受けたときは、複写して保存する。

ア 個人番号カード

イ 旅券

ウ 運転免許証

エ 各種健康保険の被保険者証

オ アからエまでに掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書

カ アからオまでに掲げるもののほか、本人であることを証するものとして市長が適当と認めるもの

(3) 第1号の除外申請が次の表の左欄に掲げる者により行われたときは、同表の右欄に掲げる書類を提示又は提出をさせる。この場合において、当該書類の提示を受けたときは、複写して保存する。

法定代理人	<p>1 除外申請の対象者及び当該法定代理人に係る本人確認書類の原本の提示又は提出</p> <p>2 除外申請の対象者と法定代理人が同一世帯でない場合にあつては、戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類（以下「資格証明書類」という。）の提示又は提出</p>
法定代理人以外の代理人	<p>1 除外申請の対象者及び当該代理人に係る本人確認書類の原本の提示又は提出</p> <p>2 委任状の提出</p>
法定代理人が選任した復代理人	<p>1 除外申請の対象者及び当該復代理人に係る本人確認書類の原本の提示又は提出</p> <p>2 委任状の提出</p> <p>3 除外申請の対象者と法定代理人が同一世帯でない場合にあつては、資格証明書類の提示又は提出</p>

(4) 第1号の除外申請が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により行われたときは、本人確認書類の写しを添付させる。

2 前項の規定により除外申請を受け付けた場合において、除外申請書の記載事項が住民基本台帳に記載された内容と提出された本人確認書類及び資格証明書類並びに委任状の記載事項と相違がないと認めるときは、当該年度の自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報から除外することを決定する。

3 前項の規定による決定をしたときは、当該決定をした対象者（以下「除外対象者」という。）の募集対象者情報を除外対象者名簿（様式第2号）に登載し、当該年度の自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報から除外対象者の募集対象者情報を削除するとともに、除外決定通知書（様式第3号）により除外対象者に通知する。この場合において、除外決定通知書は、除外対象者の住民票の住所に送付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年5月19日から施行する。

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

除外申請書

年 月 日

和泉市長 あて

年度の自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報からの除外を申請します。

申請者	住民登録 している住所	〒 ー
	氏 名	フリガナ
	平日昼間に連絡の とれる電話番号	
区分	1 本人                      2 法定代理人                      3 法定代理人以外の代理人	

対象者 (本人)	住民登録 している住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要) 〒 ー
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要)
		フリガナ
	生 年 月 日	年 月 日生まれ
	平日昼間に連絡の とれる電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(以下記入不要)

注 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。提示された書類は複写いたします。  
郵送の場合は写しを添付してください。

提出書類	対象者本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>除外申請書</li> <li>本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）</li> </ul>
	法定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>除外申請書</li> <li>対象者本人の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）</li> <li>法定代理人の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）</li> <li>同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類（戸籍謄本等）</li> </ul>
	法定代理人以 外の代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>除外申請書</li> <li>対象者本人の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）</li> <li>法定代理人の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証等）</li> <li>委任状</li> </ul>

様式第2号（第4条関係）

除外対象者名簿

年度自衛官等の募集事務に係る除外対象者の募集対象者情報

No.	申請受付 年月日	氏名	住所	生年月日	性別
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第3号（第4条関係）

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 辻 宏康

### 除外決定通知書

年 月 日付けで除外申請のありました件につきましては、下記のとおり除外することと決定したので通知します。

#### 記

##### 1 除外を決定した者

氏名

住所

##### 2 除外決定の内容

年度に自衛隊大阪地方協力本部へ提供する自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報から、あなた様の情報を除外します。

## 自衛官等募集事務にかかる対象者情報の提供について

更新日：2022年03月02日

## 対象者情報の提供

自衛官募集事務は、自衛隊法第97条で市町村の法定受託事務と定められています。

本市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集（以下「自衛官等募集事務」といいます。）のために必要な対象者の住民基本情報を提供します。

## 情報提供の法的根拠

自衛官等募集事務は、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められ、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されています。

この法令を根拠に、防衛大臣から各市町村長に対し、募集対象者情報の提出について依頼があります。

本市では、和泉市個人情報保護条例第9条第1項第2号で法令等に定めがあるときは個人情報を提供することができる旨を規定していますので、法令に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官等募集事務のために必要な対象者の住民基本情報を提供します。

## 情報提供した住民基本情報の取扱い

本市から提供した住民基本情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、その保有・利用等について適切な取扱いを行うものであり、加えて、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を定めた覚書を交わし、より確実な個人情報の保護を図っています。

## 情報提供の対象者

令和5年3月1日から自衛官等の募集が開始されることに伴い、令和5年●月に以下のとおり情報提供を行います。

## 対象者

和泉市内に住民登録をしている日本国籍を有するかたのうち、令和5年度に18歳になる方（生年月日が平成●●年4月2日～平成●●年4月1日のかた）

## 情報提供の内容

氏名、住所、生年月日、性別

## 自衛隊への情報提供を希望されないかたへ

自衛隊への情報提供の対象となっているかたのうち、情報提供を希望されないかたは、除外申請の手続きを行っていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

防衛大臣からの依頼があるごとに、情報を提供する月の前月概ね1か月間、除外申請を受け付けます。なお除外申請は一度の情報提供に関してのみ有効なものになります。過去に除外申請を行っているかたでも、再度対象者になられた場合はその都度申請をお願いいたします。

## 除外申請の対象者（令和5年●月情報提供分）

和泉市内に住民登録している日本国籍を有するかたのうち、令和5年度に●●歳になるかた（生年月日が平成●●年4月2日～平成●●年4月1日のかた）

## 受付期間

令和5年2月●日（●曜日）～令和●年●月●●日（月曜日）\*

【郵送の場合は、令和5年2月●●日（●曜日）必着】

## 申請方法（流れ）

## 1.除外申請書の提出

除外申請書を、郵送または市役所の窓口へ提出してください。

## 【郵送】

（送付先）〒594-8501 大阪府和泉市府中町2丁目7番5号 和泉市役所 ●●●●●●室 自衛官等募集事務担当

## 【窓口受付】

和泉市役所●●●●●室（市役所●階）

月曜日から金曜日（祝日を除く）、8時45分から17時15分まで

## 2.提出書類

保険証の写しを本人確認書類として郵送する場合は、保険者番号と被保険者等記号・番号が見えないように黒塗り（マスキング）してください。

### 対象者本人が申請する場合

- 1.除外申請書（PDF：64KB）  
除外申請書 記載例1（PDF：68KB）
- 2.対象者本人の確認書類1点（郵送の場合は写し）  
（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等）

### 法定代理人が申請する場合

- 1.除外申請書（PDF：64KB）  
除外申請書 記載例2（PDF：69KB）
- 2.対象者本人の確認書類1点（郵送の場合は写し）  
（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等）
- 3.法定代理人の確認書類1点（郵送の場合は写し）  
（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等）
- 4.対象者本人と法定代理人が同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類（戸籍謄本等）

### 対象者本人・法定代理人以外が申請する場合

- 1.除外申請書（PDF：64KB）  
除外申請書 記載例3（PDF：70KB）
- 2.対象者本人の確認書類1点（郵送の場合は写し）  
（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等）
- 3.代理人の確認書類1点（郵送の場合は写し）  
（運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（表面のみ）等）
- 4.委任状（PDF：35KB）

## 3.除外決定通知書の送付

後日、除外決定通知書を除外対象者に送付します。

## このページに関するアンケート

より良いウェブサイトにするために、このページのご感想をお聞かせください。

このページの内容はわかりやすかったですか

わかりやすかった  どちらともいえない  わかりにくかった

わかりにくかった理由は何ですか（複数回答可）

難しい言葉が多い  文章が長い  その他

このページは見つけやすかったですか

探しやすかった  どちらともいえない  探しにくかった

探しにくかった理由は何ですか（複数回答可）

場所がわからなかった  探し方がわからなかった  情報が足りていなかった  その他

送信